

小型家電回収品目

分類	主な品目
有線通信機械器具	電話機、FAX
無線通信機械器具	携帯電話、PHS、タブレット端末（PC リサイクルマークが付与されていないもの）
映像用機械器具	ビデオカメラ、録画機器、カメラ
音響機器	オーディオプレーヤー、補聴器、ヘッドホン及びイヤホン、ミニコンポ
記憶装置	ハードディスク、磁気・光ディスク記憶装置、フラッシュメモリ
印刷装置	プリンター
電動工具	電気ドリル、グラインダー
事務用電気機械器具	電卓
計量用又は測定用の電気機械器具	ヘルスメーター
医療用電気器具	電動式吸入器
台所用品電気機械器具	炊飯器
空調用電気機械器具	扇風機、電気除湿機
衣料用又は衛生用の電気機械器具	電気アイロン、電気掃除機
保温用電気機械器具	電気ストーブ
理容用電気機械器具	ヘアドライヤー、電気かみそり、電動歯ブラシ、ヘアアイロン、電気バリカン
園芸用電気機械器具	小型電気芝刈機
電気照明器具	電球、蛍光灯器具（蛍光管を除く）
カー用品付属品	カーナビ、カーオーディオ、ETC 車載ユニット
その他	ラジオ、卓上ミシン、電子書籍端末（PC リサイクルマークが付与されていないもの）、電子辞書、電子・電気時計、電子・電気楽器、ゲーム機、電子・電動式玩具、電子血圧計、電子体温計、リモコン、AC アダプタ、充電器、懐中電灯、延長コードなど

■小型家電回収品目対象外

- ・家電4品目・・・家電量販店へ引取を依頼もしくはメーカー指定引取場所へ自己搬入又は戸別収集を依頼してください
（いずれの方法の場合も、郵便局でリサイクル料金の支払いが必要です）
- ・パソコン・・・メーカーやパソコン3R推進協会、認定事業者へ引取を依頼するか、資源化センターに自己搬入してください
- ・電子レンジなど大きなごみに該当するもの・・・資源化センター等へ自己搬入する又は戸別収集を依頼してください
- ・乾電池・・・令和6年9月まで：「こわすごみ」へ持ち出してください（有水銀のものは「危険ごみ」へ持ち出してください）
令和6年10月から：水銀使用・不使用に関わらず、「危険ごみ」へ持ち出してください

■小型家電回収拠点

環境センター（東部・南部・西部）やリサイクルステーション（あずまだ）以外は、幅 27cm×奥行 30cm×高さ 16cm 以下のものに限りま。また、個人情報を含む小型家電（携帯電話等）は個人情報を消去した上で持ち込んでください。